



WAKAMATSU
OFFICE

若松税理士事務所通信

令和 6年10月号 No.136

<ごあいさつ>

暑さも和らぎ、涼しい日が続いております。
朝晩肌寒くなってきましたので、季節の変わり目のこの
時期、風邪等引かれませぬよう、お体ご自愛ください。

<年末調整について>

11月に入ると税務署から『年末調整に関する書類』
が送付されるかと思えます。年末調整をスムーズに行
うためには、役員・スタッフ様に下記の3つの申告書
を漏れなく正しくご記載いただく必要があります。

- ① 『給与所得者の扶養控除等（異動）申告書』
- ② 『給与所得者の基礎控除、配偶者（特別）控除
及び所得金額調整控除申告書』
- ③ 『給与所得者の保険料控除申告書』

なお、年末調整には以下の書類が必要です

- ④ 住宅借入金等特別控除申告書
- ⑤ 生命保険料控除証明書
- ⑥ 地震保険料控除証明書
- ⑦ 国民年金保険料又は国民年金基金の控除証明書
- ⑧ 小規模企業共済掛金等払込証明書(小規模・iDeCo)
- ⑨ 前職分の源泉徴収票(本年の途中で採用の方のみ)
- ⑩ 住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書

※④⑩…住宅ローン控除の対象者のみ（2年目以降、
1年目は確定申告が必要）

※令和6年分は、定額減税額（年調減税額）の控除を
行うため、『年調減税事務』を行う必要があります。
⇒年調減税額の控除対象者の確認が必要です

<10月・11月の税金・労務関係>

- ① 8月決算の確定申告・2月決算の中間申告
- ② 個人市県民税の納付（第3期分）…10月末日
- ③ 所得税の予定納税額の納付…11月末日
- ④ 個人事業税の納付…11月末日
- ⑤ 労働保険料（延納第2期分）…10月末日

<お知らせ>

今月はKashiya.K 焼菓子店(カシヤ ケイ)さん
のご紹介です。『ちょっとだけ贅沢なお菓子を日常に』、
手間をかけてひとつひとつ丁寧につくられています。
定番商品や季節のフルーツをたっぷり使用した限定
商品もご用意しております。様々な旬のフルーツを
是非一度ご賞味ください。↓↓

営業日：木曜～日曜日（定休日はInstagramをチェック）

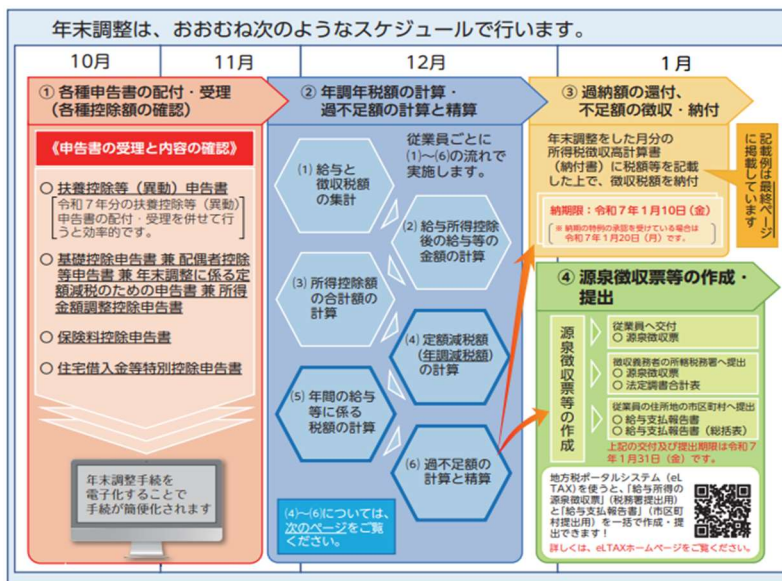
営業時間：10:00～18:00（売り切れ次第閉店）

住所：下関市羽山町 23-5-1F

TEL：083-291-5523



@KASHIYA.K



(参照：国税庁ホームページ)

※①②…個人番号(マイナンバー)等を記載した一定
の帳簿を備えている場合には、マイナンバーの記載を
不要とすることが可能になります。そのため、本人確
認(番号確認+身元確認)を行う必要があります。

最後までお読みいただきありがとうございます。

ご質問等ございましたら、

電話・メール・FAXにて

お気軽にご連絡下さい。

若松大介税理士事務所

下関市山の田中央町 4-17

電話：083-242-1448

FAX：083-242-1449

E-mail：info@wakamatsu-office.com

HP：www.wakamatsu-office.com

